

## 審査基準整理票

処分名	公共棧橋の使用料の還付		
根拠法令名	大津市公共棧橋条例 (平成17年条例第97号)	(条項) 第5条第4項	
基準法令名	大津市公共棧橋の管理運営に関する規則 (平成18年条例第10号)	(条項) 第6条第3項	
所管部署	産業観光部 観光振興課 観光施設グループ		
標準処理期間	7日	法定処理期間	— 日
<p>【審査基準】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・文書の名称【 <span style="float: right;">】</span></li> <li>・掲載図書等【 <span style="float: right;">】</span></li> <li>・内容 <input checked="" type="checkbox"/> 全部記載 <input type="checkbox"/> 一部・項目のみ記載</li> </ul> <p>公共棧橋の使用料の還付は、大津市公共棧橋条例第5条第3項ただし書に規定する市長が特別の理由があると認められるときとして、次の各号のいずれかに掲げる場合を基準とし、その場合における還付の額は当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 本市の都合により、公共棧橋を使用することができなくなった場合 全額</p> <p>(2) 天災地変その他使用者の責めによらない事由により公共棧橋を使用することができなくなった場合 全額</p> <p>(3) 条例第8条第2項の規定による処分をした場合で、使用者の使用の目的を達せられないと認められるとき 半額又は全額</p> <p>(4) 使用者から使用日の30日前までに使用を取りやめる旨の申出があった場合で、市長が相当の理由があると認めるとき 半額</p> <p>(5) 市長が特に理由があると認める場合 その都度市長が定める額</p>			

【根拠法令】

大津市公共棧橋条例

(使用料)

第5条 略

- 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長が特別の理由があると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

【基準法例】

大津市公共棧橋の管理運営に関する規則

(使用料)

第3条 略

- 3 条例第5条第4項の規定により使用料を還付する場合は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 天災地変その他使用者の責めによらない事由により、使用することができなくなったと認められるとき。
  - (2) 条例第8条第2項の規定による処分をしたとき。
  - (3) その他市長が必要と認めるとき。

※ 審査基準の内容すべてを記載することができないときは、当該審査基準が記載された図書等の縦覧をもって代えることができる。